



NO. 200

2010. 2. 15.

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会

(別名 大阪市手をつなぐ親の会)

<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>

大阪市天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 笹野井 庸夫

TEL 06 (6765) 5621 FAX 06 (6765) 5623

第十一回 全日本手をつなぐ育成会

地域活動・就労支援事業所協議会 全国大会(三重大会)

に参加して

障害福祉サービス生活介護 ハーモニー 阪田 昌三

第十一回 全日本手をつなぐ育成会

地域活動・就労支援事業所協議会 全国大会

(三重大会) 参加致しました。

この大会の趣旨は、障害者自立支援法施行後、三年目の見直しが行われていますが、小規模作業所にとっては安心して日々の運営ができるよう、小規模の良さを生かした事業展開を関係機関が集まり共有しようというものでした。

まず、厚生労働省の稲葉好晴氏より行政説明がありました。障害者自立支援法の廃止や今後の展望については、まだ具体的な説明はありませんでした。説明の中で、障害者自立支援法廃止に関して利用者負担を軽減するというこ

とで、平成二十二年四月から低所得の方に対して、利用負担はゼロになるそうです。

全日本手をつなぐ育成会常務理事 大久保常明氏より基調報告がありました。新政

権になっての動きということ

で、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、障がい者制度改革推進法案や障害者自立支援法廃止後の新たな制度として障がい者総合福祉法(仮称)について語られました。その中で、今までとは異なり閣議によって障がい者制度改革推進本部が立ち上がり、推進会議においても学識経験者や障害者団体が多く構成されることを期待されてい

ました。

シンポジウムでは、「知的障害者の就労を考える」がテーマでしたが、インタビューから就労の話をする前に、小規模作業所の原点は？三十年前の作業所はどんなものだったか？という話題から話がスタートしました。各シンポジストの話の中でも、作業所の生い立ちを語られると、わずか数人で作業所を立ち上げ、障害がある方の卒業後の進路としての日中活動場所、つまり自分の居場所という意味が大きいが述べられました。歴史的な背景で、僅かな補助金で不安定な運営をしてきた作業所の歴史は非常に意味深い。その流れの中で、就労を考えるに当たって、小規模作業所で培ったものを活かしながら進めていく、ということがまとめでした。これからは地域との関係を重要視し、行政・学校・企業と結びつきながら仕事を獲得し、事業所の仕事確保、工賃倍増、

就労支援に繋がっていくことであると提言がありました。分科会は「日中活動を支える」に参加をしました。三人のシンポジストから報告があり、まず、重症心身障害者地域生活支援センター 生活介護サービス事業所「じねんじよ」所長・石塚忠志氏から、重症心身障害児(者)の地域生活の支援について、重い障害があっても住み慣れた地域で暮らすことができる事業所を目指されている話がありました。日中活動を通して周囲の人(社会)へ広く理解してもらおう啓発ということを話されました。

続いて、社団法人 新潟県手をつなぐ育成会 副理事長・高橋重雄氏から小規模作業所が生活介護事業に移行する上で、経営面も含めて話がありました。小規模作業所が移行するにあたり、人数と障害程度区分の関係が経営面に大きく影響しており、また、